

# 競争

—日本靈異記上卷第三縁小考 四一—

守屋俊彦

## 一

日本靈異記上卷第三縁は、四つの小話から成っている。その第二段は、雷の子——実際は生まれ変わり——と力ある王とが競争したといふ話になっている。

然る後に生まれし児の頭に蛇を經ること二回、首尾後に垂れて生まる。長大りて年十有余の頃、朝廷に力人ありと聞きて試みむと念ひ、大宮の辺に来て居り。ここに時に臨みて王の力の当時に秀れたるあり、大宮の東北の角の別院に住む。その東北の角に方八

尺の石あり。力ある王、住家より出でてその石を取りて投ぐ。すなはち住処に入りて門を閉ぢ、他人を出入せしめず。小子見て念はく、名に聞えたる力人はこれなりと念ふ。夜、人に見えずその

跡深さ三寸踰み入」ったとあるところに着目し、この小子がダイダラ坊のうらぶれた末裔であることを推測し、そこからさらに、播磨

風土記託賀郡の巨人が身をかがめて巡行した話などを仲介として、

ここに開闢神話の痕跡をみようとしたことがある。<sup>(1)</sup>

しかし、それは、この話の中に深く埋没しているものを摘出してみたまであって、この話の主題は別なところにある。いうまでもなく、小子と王とが競争したということである。そして、そこには、

力競べをした、

「走り競べをした、

という二つの競争が語られている。しかし、この話の終りが、「我より力益れりと念ひ、更に追はず。」という文で結ばれているところからすれば、(1)の力競べの方に重点が置かれていたとみなければなるまい。(2)の走り競べの方は、何らかの事情によって付け加えられたとみた方がよからう。ともかく、競争という点に視座を据えて、この話の基盤にあるものと考えてみたい。

さて、このように二者が力競べをした話としては、出雲の國譜り神話の条に、建御雷神と建御名方神とが力競べをしたという神話がある。

故ここにその大国主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神

かく白しぬ。また白すべき子ありや。」といひたまひき。ここにまた由ししく、「また我が子、建御名方神あり。これを除きては無し。」とまをしき。かく白す間に、その建御名方神、千引の石を手末に擎げて来て、「誰ぞ我が国に来て、忍び忍びにかく物言ふ。然らば力競べせむ。故、我先にその御手を取らむ。」と言ひき。

故、その御手を取らしむれば、すなはち立水に取り成し、また剣刃に取り成しつ。故ことに懼りて退き居りき。ここにその建御名方神の手を取らむと乞ひ煩して取りたまへば、若葉を取るが如、捨み批きて投げ離ちたまへば、すなはち逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野國の州羽の海に迫め到りて、殺さむとしたひ時、建御方神白ししく、「恐し。我をな殺したまひそ。この地を除きては、他處に行かじ。また我が父、大國主神の命に達はじ。八重事代主神の言に達はじ。この葦原中國は、天つ神の御子の命の隨に獻らむ。」とまをしき。(記)

二神は腕相撲のよくなことをしてて、石の投げ競べとはやや異なっているが、何らかの方法によつて力競べをした、といつては共通したものを持っている。なおいえば、この時建御名方神は、「千引の石を手末に擎げて」来ている。勿論、それはこの神が強力の持主であったことを語つてはいるのだけれど、その強力を語るため、わざわざ石を持ちだしているところからすると、この二神

も、腕相撲をする前に、もしかすると、この話のようだ、石の投げ競べをしていたのかもわからない。そういえば、中四をみると、この小子の孫にあたる力女は、三野狐という力女と争った際、「依りてすなはち二つの手を持ち扱へ、葛の縄も一通打つ。」と腕相撲と似たような所作をしている。されば、この話の場合にしても、小予と王は、石の投げ競べをする前に、この神話のように、腕相撲のようなことをしていたのかもわからない。何れにしても、もしそうだとすれば、この話との間はより近いものになつてゐるだらう。

そればともかくとして、ここぞとて注意してみたいのは、この神話では、この腕相撲が行われたのが、出雲が國を讀むという場合であったということである。<sup>(2)</sup> 国を讀るとか讀らないとかいう、きわめて重大な政治問題にこのような單純な方法がとられることが、て、松村武雄博士は、

低俗文化民族は、係争關係を決定する方法として文明人の目から見ると太だ素拙な、寧ろ滑稽な手段を探るものである。而してその方法の多くは、係争当事者の間に於ける何等かの形による力量比べである。多くの若者が一人の乙女を争ふとき、走り競べ・力競べ・技競べなどによって問題を解決する習俗が、いかに広く自然民族の間に行はれてゐるかは、フレーザー氏の「金枝篇」第一

卷「民術及び王者の進展」(The Magic Art and the Evolution of Kings) を翻ぐ者の直ちに首肯するところであつた。これ等の競争は、我々にとて何ぞ、可笑しくもたよなくも思はれるが、低俗文化民族にとっては、係争問題を解決すべき最上の、そして最も確実な方法である。なぜなら、その奥には神の意志が潜んでゐると信ぜられたからである。それ等は要するに神判であるからである。<sup>(3)</sup>

と説明されている。勝敗という偶然の中に、神の意志を見るところなのである。神の意志なのだから、いくら單純な方法であつても、それに従うということになるのである。されば、この話にしても、相手役が王であるところからして、その基盤に、何かこれと似たような場合の方法があるのではないか、ということも一応考へられるのである。しかし、この話の下に、このような国讀り的なものをみるのは、舞台がやや大きさになりすぎ、無理なような気がするのである。

ところで、播磨風土記をみると、

御方の里士は下の御方と号くる所以は、葦原の志許乎の命と天の日槍の命と、故黒土志爾哉に到り給ひて、各黒葛三条を足に著けて投げ給ひき。その時、葦原の志許乎の命の黒葛、一条は但馬の氣多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条はこの村に落ち

き。故、三条といふ。天の日槍の命の黒鳩は、皆但馬の國に落ちき。故、但馬の伊都志の地を占めてまします。(古木郡) というような話がある。力競べではないが、黒鳩を投げ合つ、という単純な方法によつて、一定の土地の所屬をきめているのである。矢張り、そこに神の意志をみているのであらう。これからすると、古代に、力競べによつて土地の所屬をきめる、というような方法があつて、それがこの話の下にある、というふうに考えてみるとできよう。これならば、日常的なことなのだから、国譲り的なことよりも、可能性があるよう気がするのである。

そこで、この線に沿つて、その土地の性格や範囲を今少し較つてみたい。垂仁紀七年の条に、当麻麿遠と野見宿祢とが相接をしたという話がある。

七年の秋七月、己巳の朔にして乙亥の日、左右奏して言はぐ、「当麻の邑に勇悍の士あり。当麻麿遠と曰ふ。その人なりは、強力くして能く角を毀き鉤を申ぶ。恒に衆中に語りて、四方に求むるにも豈わが力に比ぶ者ありや。何とかも力強き者に遇ひて、死生を期はずして頗る争力することを得むと曰ふ」とまをす。天皇聞かして群卿に詔したまばく、「朕聞かくは、當麻麿遠は天の下の力士なりといへり。若し此に比ぶ人あらむか」とのりたまふに、一の臣進みて言さく、「臣、田かくは、出雲の國に勇士あり、

野見宿祢と曰ふ。試にこの人を召して麿遠に当せなむ」とまをす。その日、倭直の祖長尾市を遣して、野見宿祢を喚さしめつ。ここに野見宿祢、出雲より至りしかば、当麻麿遠と野見宿祢とに拘力といしめつ。二人相対ひ立ち、各足を擧げて相懸むに、当麻麿遠が脛骨を膝み折き、またその腰を踏み折きて殺しつ。故、当麻麿遠の地を奪りて、悉に野見宿祢に賜ひき。この以にその邑に腰折田ある縁なり。野見宿祢は、留り仕へき。

相接の起源を語った脱話といわれるものであるが、この時賜わったのが腰折田といわれているところには、或は泥田の上で相接をとる農耕儀礼が投影しているともみられるのである。それはともかくとして、その腰折田を、相接の勝敗の結果によつて賜わつたとあるところに注目してみれば、そこには、田の所属をきめる際、相接のよくな力競べによつたとする、古代の方法が投影しているのかもわからない。すれば、この話の基盤にも、或はこのような方法が横たわっているともみられるのである。古代社会が農耕社会であつてみれば、土地一般というよりも、こうした田の所属をきめる方法を、そこに汲みとる方が、より一層可能性があるだらう。生活的で現実的であるからである。なおいわば、この小子が王と田の水争いをしていることも(第四段)、このことの傍証となるかもわからない。

### 三

さて、このように、力競べということが、田の所風をきめる方法になつてゐるようと思われるのだが、実は、農業そのものとも深いかかわりを持っていたのである。今あげた相撲をとってみても、民間では、神社の境内などで神事相撲として行われ、農作の豊凶を占う年占行事となつてゐるのである。一例をあげれば、石川県羽咋町の羽咋神社では、九月二十五日に神事相撲が催され、加賀・越中両国を上山方、能登・佐渡両国を下山方と定めて相撲をとり、勝った方の國が豊作を得る、といふ年占行事になつてゐる。このように、相撲が年占行事になることについて、田中英機氏は、

たとえば、例の、相撲の土俵風景。呼び出しが「「東——山、西——海」」と美声をふるうと、東西から力士が登場し、塩をまいて土俵を滑め、四股<sup>(1)</sup>を踏んで、さて勝負にはいり見物をわかせる——、あの姿と形のなかに古い昔からの神事のおもかげを見つけ出すことができる。かりに、相撲の土俵を神事を執り行う神聖な祭りの場<sup>(2)</sup>とすれば、そこに東の國と西の國を代表する神人が登場して、塩で盃<sup>(3)</sup>を深め、反<sup>(4)</sup>（足を踏みその土地を鎮める一種の呪法）してその場を鎮め、やがて二者の対立・競技の勝ち負け

で、その國の一年の豊凶を占う、といふ神事になる。<sup>(4)</sup>

と説明されている。相撲をめぐる聖なるものからの説明がなされていて、興味深く、従つべきであろうが、勝敗という偶然の中に神の意志を見る、ということもあったとみるべきであろう。

なお、相撲ばかりでなく、縄引、競馬、石合戦、歩射、凧あげ、などいろいろな競技が、年占行事になつてゐる場合が多いのである。これらの競技の中で、この話のように、直接石に關係のある競技をあげてみると、その一つとして、力石による力競べがある。若者達が重い石を持ちあげて競争をし、これによつて豊凶を占うものである。これについて、日本民俗事典には、

石に対する信仰は古くからあり、神の依代<sup>(5)</sup>である重い石を持ちあげて力技を競い、一年の豊凶を占う行事もその一つである。全国的に、若者が大きな石を頭上高くかかげて力を競う、いわゆる力石の民俗はその娘<sup>(6)</sup>化した姿であるが、その石が神社の境内に置かれているところに、古い時代の信仰の跡がしのばれる。

と解説してある。どちらかといえば、石にたいする信仰の側からの説明になつてゐるが、ここにも、矢張り、勝敗という偶然の中に神の意志を見るという意味もあったのではないだろうか。恐らくは、この二つのものが一つになつて、力石による力競べが、豊凶を占つ

小子と王とは、方八尺の大きな石を持ちあげているのだから、その基盤に、こうした力持ちの行事をみ取ることも可能なではないだらうか。

しかし、小子と王とは、単にこの石を持ちあげるばかりでなく、更に投げ合っているのである。そこにややすれを感じるのである。その点からすると、石合戦の方が今少し近いような気がする。石合戦というのは、人々が二組に分かれ、相対して石を投げ合う競技であるが、これまた年占行事となっている。例えば、熊本県菊池郡陣

内村の大宮神社の祭りには、天和の頃まで、白川を隔てて石合戦をして、勝った方が豊作だとされていた。<sup>(6)</sup> ただ、この話の場合は、方八尺の石なのだから、それを投げ合ってというのは、実際にはやや無理なような気がする。石合戦なら小石の方がよいからである。<sup>(7)</sup> つまり、大きな石を持ちあげるという点からすれば、力持ちの行事のようであるし、石を投げ合つてどう点からすれば、石合戦のようにも思われるのである。

その何れにしても、この話の下には、こうした石を用いた年占行事があるような気がするのである。この上三の話は、この後、第三段のところでは、元興寺の童子になったこの小子が鬼を平げたといふ話があり、さらに第四段では、「元興寺の田の水をめぐって王と争つたという話がある。その第三段の原話は、農業神としての雷神を

迎えて、巫女と神瘞し、農の豊穣を期待する儀礼を語つたものであり<sup>(8)</sup>、第四段には、水口祭の儀礼や、水を地中からだす呪術や、雨乞石の信仰などが、その下にあったのである。このように、この段の前後の段の話のすべてが、農業をめぐる儀礼や習俗の上に成り立っているとすれば、この話の下にも、田の所風をきめる方法よりも、こうした年占行事という農業的な儀礼や習俗をみた方が、より確率があるような気がするのである。

#### 四

さて、この後、この小子はさうに王と走り競べをしている。この走り競べもまた年占行事と関係があつたようである。人ではないが、競馬がしばしば年占行事として行われたからである。柳田国男氏は、競馬について、次のように述べてはいる。

競馬に至つては概して五月五日のものであったが、それでも若干の例外はあつたのである。例へば紀州伊太福<sup>いだふく</sup>神社の例祭は八月十五日で、流鏑馬神事と称して六十六騎の馬が出た。最初は日本六十六国から一騎づつ出すことであつたと云ふのはやがて又地方の年柄をトしたことを意味するものであらう。この外に尚諸願成就の駆馬と云ふのがあつた。即ち人の駆らぬ競馬であつて、

有田郡などではほぼ同じ秋の季節に、村毎にとの神事があったと云ふ（和歌山県誌下）。尾張熱田の馬の塔と云ふのも、これとよく似た儀式であるが、その期日五月五日である。村々より馬を牽き来り唯駄も無く走らせたもので、或は日本武尊東征の日の志をまねぶと云つたが付会の説で、誠は昔競馬の式があったので、西門に馬場の名が残って居たと云ふ（坂尻五）。近江では高島郡安樂村大字田中の鎮守牛頭天王社にも、五月一日の祭に競馬がありて、その地名を亦馬場と呼んだ（近江國輿地誌略九十二）。同郡蒲生郡桐原村大字安養寺の牛頭天王でも、これ亦五月朔日の祭礼に競馬があり、更に翌々三日の日は御走と称して神子二人、社頭より御旅所に急走したと云ふが（同上六十一）それも年占（<sup>(9)</sup>）

すれば、人が走り競べることによって、豊凶を占う、といふ

年占行事のようなものがあつて、それがこの話の下地になつてゐるところられないこともないものである。

それにしても、なぜこのような走り競べをする話を付け加えたのであるつか。中四をみると、この小子の孫にあたる力女が、三野狐という力女と争つたといふ話があるが、その三野狐は、上二にでくる、岐都孫という男の四代目の孫ということになつてゐる。そして、この男は「走ること疾くして鳥の飛ぶが如し」（上二）と早く

走つたとあり、従つて、その四代目の孫の三野狐も早く走つたとみられるところから、それとの対抗上、この力女の祖父にあたる小子も早く走つたということになり、そこから、石を用いた年占行事との関係からして、同じ年占行事としての走り競べを使用し、この小子が早く走ることにして、ここに付け加えたのであろう。

このようにみてくると、この話の下にあるものがあらかた浮かびあがつてくるのだが、それにしても、この小子が競争の相手役にした者が、なぜわざわざ王になつてゐるのであらうか。前にも一寸述べたように、この後の第四段のところをみると、矢張り、この小子は王を相手にして水争いをしている。この水争いについて、和田翠氏は、飛鳥川の下流に王達の私地があり、元興寺の近くの木戸井堰を塞き止められると、水量を減じ、不都合をきたしたからであろう、と説明されている。<sup>(10)</sup>もし、そうだとするならば、この第四段との関係で、ここも相手役が王ということになつたのかもわからぬ。

一体、この第二段は、第一段、第三段、第四段とやや趣を異にしている。その一つの特徴は、その場所がはつきりしていないということである。第一段は尾張の国阿育知の郡片庭の里のことであり、第三、第四段は飛鳥の元興寺のことであるのに、この段には、ただ「朝廷」とか「大宮」とか記されているのみで、何処なのか不明である。思つて、この話は、第一段と第三段以下とを結ぶものとして

作られたものなのではないだろうか。つまり、尾張國に生まれた小子を、飛鳥の地に移動させるにあたって、それを無理なく済らかにするために、その中間に、場所などをはつきりさせないで、一般的な話として、このような話を作り、ここに入れたのである。もし、この上三全体を一つの話としてまとめたのが、元興寺の僧達であったとすれば、<sup>(11)</sup> この話を作ったのも、その僧達であったとみるべきであろう。元興寺は真神原の森田の地に建立されたとみられるのである。すれば、その周辺には、現実に、このような石を用いた年占行事などがあったともみられるのである。そこで、このような行事を巧に使用することによって、こうしたつなぎの話を作ったのである。もし、景戒がこの元興寺に関係があったとすれば、或はここには景戒の手が入っているかもわからない。すれば、小子の相手役を王とし、その権力者である王を敗北させるという構想の中に、貧しき自皮僧としての景戒の意識がこめられているともみられるのである。このような意図からも、相手役が王となつたのかもわからない。

注(一) 摘稿 小子の跡——日本靈異記上卷第三緑小考——〔古代文学〕第十四号 四四頁—五〇頁  
(二) この起御名方神は故跡上社の祭神であり、故跡氏によって斎き祭られたものである。従い、この神話は、本来はこの故跡氏が大和

朝廷に服従し、國譲りした話であったと思われる。それが同じ國譲りと同じことだから、この出雲の國譲りの条に取り入れられたのである。

（摘著）「紀紀神話論考」一四七頁。

（3） 松村武雄博士 日本神話の研究 第三卷 四七九頁

（4） 田中英機氏 相撲にはどのような歴史があるか 〔日本民俗学の視点〕一、八（略）の生活」所収）二八四頁

（5） 日本民俗事典 四四二頁「力持ち」の項目

（6） 田原久氏 錦技・綱業〔日本民俗学大系・9〕所収）二九五頁

（7） 摘稿 元興寺の鬼〔古代文化〕第二九卷第三号）三六頁

（8） 摘稿 水争い——日本靈異記上卷第三緑小考〔一〕〔甲南国文〕第一四号）四〇頁—四四頁

（9） 定本 初田國男集 第十三卷 二六一頁

（10） 和田翠氏 飛鳥川の坂——跡跡石と道場法語——〔日本史研究〕第一一三〇号）九七頁

（11） 摘稿 霧壁落——日本靈異記上卷第三緑小考〔一〕——〔高野山大学国語国文〕第三号）二五頁

（12） 摘稿 元興寺の鬼〔古代文化〕第二九卷第三号）三六頁

△追記△ 小説は、「霧壁落——日本靈異記上卷第三緑小考〔一〕——〔高野山大学国語国文〕第三号）、「元興寺の鬼」〔古代文化〕第二九卷第三号）、「水争い——日本靈異記上卷第三緑小考〔一〕——〔甲南国文〕第一四号）などと一連のものである。